

第2章 野田市の保健福祉

第2章 野田市の保健福祉

1. 保健福祉施策のあゆみ【関係各課】

- | | | | |
|---|--|--|-------------------------------|
| 25. 5 | ・町立大師山保育園が市制施行により市立となる | 4 | ・太子堂保育所を廃し、花輪保育所新築開設 |
| 26. 10 | ・野田市福祉事務所設置
・野田市社会福祉協議会設立 | ・市立知的障害者授産施設「あすなる職業指導所」設置 | |
| 27. 4 | ・市立清水保育所、金乗院東側に開設 | 5 | ・市立知的障害者授産施設「あすなる職業指導所」開所 |
| 29. 5 | ・市立太子堂保育所開設 | 49. 4 | ・市立老人福祉センター開館 |
| 9 | ・市立大師山保育所を報恩寺経営に | ・看護婦等修学資金貸付始まる | |
| 30. 4 | ・市立あたご保育所開設 | 50. 4 | ・無認可保育所児童助成制度施行 |
| 31. 4 | ・母子福祉推進員設置、21人を委嘱 | ・母子家庭等医療費助成金支給制度施行 | |
| 40. 1 | ・市内初の青年館、西三ヶ尾香取神社境内に西三ヶ尾青年館として開館 | ・市立南部保育所開設 | |
| 4 | ・市立中根保育所開設 | 6 | ・市立特別養護老人ホーム「鶴寿園」開園 |
| 10 | ・長時間保育始まる | 51. 4 | ・災害見舞金交付制度施行 |
| 12 | ・市立初の留守家庭学童保育所、中央小学校内に開設 | ・市立尾崎保育所開設 | |
| 41. 4 | ・肢体不自由児童訓練施設「マザーズホーム」開所
・市立養護老人ホーム「楽寿園」開園 | 52. 1 | ・市児童館開設(現中央子ども館)鶴奉学童保育所併設にて開設 |
| 42. 4 | ・胃がん検診始まる | 4 | ・児童福祉審議会発足 |
| 44. 1 | ・学童保育所とマザーズホームを中央小学校々庭に新築移転 | ・身障者手帳交付申請診断料助成制度施行 | |
| 5 | ・野田市家庭児童相談室開設 | ・市立清水保育所、移転新築開設 | |
| 45. 4 | ・助産費補助支給始まる | 5 | ・健康相談始まる |
| 46. 3 | ・野田市留守家庭学童保育所設置条例を制定 | 8 | ・独居老人ヤクルト配布事業始まる |
| 4 | ・遺児手当支給始まる | 53. 1 | ・心身障害者扶養年金加入者補助金交付制度施行 |
| ・中根保育所増築工事完成 | | ・生活困窮者向法外援護実施要綱制定 | |
| ・子どもの遊び場設置、管理に関する条例を制定(遊び場第1号は愛宕神社境内) | | 4 | ・市立北部保育所開設 |
| 10 | ・母子保健推進員設置
・栄養改善推進員設置 | ・高額医療費貸付制度創設 | |
| 47. 4 | ・重度心身障害者医療費助成金支給制度発足 | ・旧清水保育所を市青少年会館に | |
| ・東部保育所開設 | | ・宮崎学童保育所を宮崎小学校内に、清水学童保育所を青少年会館に、南部学童保育所を大和田青年館にて開設 | |
| ・身体障害者結婚祝金支給制度発足 | | ・1歳6か月児健康診査始まる | |
| ・母子等医療費助成金支給制度施行 | | 7 | ・身体障害者自動車運転免許取得助成制度施行 |
| ・敬老祝金支給制度を制定 | | 54. 4 | ・市立福田保育所開設 |
| ・市立知的障害児通園施設「こだま学園」設置 | | ・うめさと児童館開設(市立うめさと子ども館、南部学童保育所併設により移転) | |
| ・市立肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」設置(48.4.1マザーズホームを改称) | | ・市立谷吉会館開館(福祉会館) | |
| ・市立勤労青少年ホーム開館 | | ・難病療養者見舞金支給制度施行 | |
| ・子宮がん検診始まる | | ・ねたきり老人日常生活用具給付開始 | |
| 5 | ・市立知的障害児通園施設「こだま学園」開園 | ・身体障害者教習用自動車を野田自動車教習所に配車 | |
| ・市立肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」開園(48.4.1マザーズホームを改称) | | ・休日歯科診療始まる | |
| 10 | ・敬老電話給付始まる | 8 | ・身体障害者等福祉電話設置事業始まる |
| 48. 4 | ・心身障害者等福祉手当支給制度施行 | 10 | ・第1回「食生活展」開催 |
| ・市立乳児保育所開設 | | ・第1回「健康づくりフェスティバル」開催 | |
| ・乳児医療対策事業始まる | | ・福祉部を新設(福祉事務所を部相当にし読み替える) | |
| ・乳幼児医療対策事業始まる | | 55. 3 | ・中根、花輪、東部保育所の増築工事完成(定員110名増) |
| 5 | ・老人福祉推進員を設置 | ・健康づくり推進協議会設置 | |
| 6 | ・保健医療問題協議会設置 | 4 | ・中根地域福祉センター開館 |
| 10 | ・特定疾患医療費助成金支給制度施行 | ・東部、川間、福田の各学童保育所開設 | |
| 12 | ・市社会福祉協議会、法人化 | ・福祉タクシー利用制度始まる | |
| 49. 1 | ・母子家庭等児童入学、就職祝金支給制度施行 | ・盲人ガイドヘルパー派遣事業開始 | |

- ・災害見舞金品交付事業始まる
- 5 ・第1回身体障害者つり大会開く
- 8 ・同和対策課設置
- 10 ・市社協、30周年記念式典行う
- 11 ・清水学童保育所を清水台小学校敷地内に新設移転
- 56. 1 ・身体障害者用自動車改造費助成制度始まる
- 4 ・ねたきり老人短期入所事業始まる
 - ・野田市保健センター開設
 - ・野田市急病センター開設
 - ・3か月児健康診査始まる
- 6 ・第1回「おひさまといっしょに」開く
(心身障害者児と市民の集い改め)
- 8 ・心身障害者福祉対策協議会発足
- 9 ・岩木学童保育所開設
- 57. 3 ・私立大師山保育園廃園
- 4 ・手話通訳者派遣事業始まる
 - ・シルバーホーン設置補助始まる
 - ・シルバー人材センター設立
 - ・はみがき教室始まる
- 58. 1 ・2歳3か月児歯科相談始まる
- 2 ・老人保健法施行
- 58. 4 ・市立谷吉児童館開設
 - ・基本健康診査始まる
 - ・ねたきり老人等ふとん乾燥サービス事業始まる
 - ・同和対策審議会発足
- 11 ・宮崎学童保育所新設移転
- 12 ・聴覚・音声・言語機能障害者用ファックス等設置
費使用料助成制度始まる
- 59. 4 ・市立七光台会館開館(福祉会館)
 - ・野田市出産祝品交付事業始まる
 - ・社会福祉施設入所負担金助成始まる
 - ・予防接種健康被害調査委員会設置
 - ・育児相談始まる
- 60. 1 ・家庭奉仕員(有料)派遣事業始まる
- 4 ・ショートステイ事業始まる
 - ・機構改革を実施(厚生課、福祉課、児童課、保育課の4課を、厚生課、保育課、福祉事務所の3課に再編成)
 - ・山崎児童館開設(山崎学童保育所併設)
 - ・野田市被爆者健康管理見舞金支給事業始まる
 - ・給食サービス事業始まる
 - ・野田市老人ホーム入所判定委員会設置要綱制定
 - ・重度身体障害者日常生活用具給付・貸与・取付工事費助成規則制定
 - ・ねたきり老人等日常生活用具給付等始まる
- 6 ・初妊婦を対象とした母親学級始まる
- 10 ・市社協、35周年記念式典行う
- 61. 3 ・母子保健推進員が保健推進員に名称変更
- 4 ・知的障害者通所更生施設「市立こぶし園」開園
 - ・七光台児童館開設(七光台学童保育所併設)
 - ・尾崎学童保育所開設
 - ・ゲートボール広場設置及び整備事業費補助金交付制度施行
- 6 ・心身機能低下者に対する機能訓練事業始まる
- 8 ・鶴奉学童保育所を廃止し柳沢学童保育所新設
- 62. 4 ・市立島会館開館(福祉会館)

- 63. 4 ・野田市ことば相談室設置
 - ・在宅重度身体障害者短期保護事業開始
 - ・家庭児童相談員設置
- 6 ・ことばの相談始まる
- 7 ・ねたきり老人等入浴サービス始まる
- 元. 3 ・老人医療資格関係オンライン化
- 4 ・母子家庭修学費助成事業始まる
 - ・肺がん検診始まる
 - ・高齢者サービス調整委員会設置
 - ・機構改革を実施(厚生課が福祉課、福祉事務所が厚生課、保育課が児童課に名称変更)
 - ・関宿心身障害者福祉作業所設置
- 5 ・フッ素塗布始まる
- 8 ・ひとり暮らし老人等緊急通報システム確立
- 12 ・在宅老人デイ・サービス事業始まる
- 2. 1 ・福祉カー貸出し始まる
- 4 ・基本健康診査事後指導講習会始まる
 - ・乳がん検診始まる
 - ・あすなろ職業指導所新作業棟増設
- 3. 4 ・保育料・学童保育料改定
- 11 ・市社協、40周年記念式典行う
- 4. 4 ・おむつ手当新設
 - ・精神障害者共同作業所運営費補助金交付規則制定
 - ・点字図書給付始まる
- 10 ・在宅心身障害者児短期保護委託料助成始まる
- 5. 4 ・機構改革を実施(福祉部に保健センターを加え保健福祉部とし、厚生課、福祉課、児童課を社会福祉課、高齢者福祉課、児童家庭課に再編成)
 - ・二ツ塚学童保育所開設
 - ・知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付事業始まる
 - ・社会福祉法人に対する利子補給事業始まる
 - ・親子教室(発達指導)始まる
 - ・大腸がん検診始まる
- 6. 3 ・老人保健福祉計画書できる
- 4 ・老人保健福祉計画推進委員会設置
 - ・精神障害者医療費助成始まる
 - ・基本健康診査の必須検査項目に貧血検査、随時血糖を追加した
- 6 ・予防接種法の改正によりインフルエンザが任意接種となり中止した
- 7. 4 ・基本健康診査の必須検査項目に尿酸を追加した
- 10 ・医師会立訪問看護ステーション始まる
- 8. 4 ・野田市在宅介護支援センター開設
 - ・野田市心身障害者福祉作業所開設
 - ・野田市難病療養者見舞金支給項目に原発性免疫不全症候群、突発性間質性肺炎及び網膜色素変性症を追加
 - ・栄養改善推進員が食生活改善推進員に名称変更
- 5 ・老人デイサービスセンター開設
- 7 ・女性行動計画「フレッシュプランのだー男女共同参画社会の実現に向けてー」を策定
- 10 ・野田ライフケアセンター在宅介護支援センター開設
- 9. 4 ・妊婦・乳児一般健康診査、妊婦・新生児訪問指導始まる

- ・初妊婦を対象とした母親学級が両親学級に名称変更
- 6 ・福祉のまちづくり運動推進協議会発足
- ・ねたきり老人等入浴サービス事業利用回数及び対象者を拡充
- 7 ・同和問題連絡協議会発足
- ・三歳児健康診査始まる
- 10 ・福祉タクシー利用者に身体障害者手帳 3 級所持者、軽度の知的障がいと判定された人及び市民税非課税の 70 歳以上の高齢者単身世帯、又は夫婦世帯も加えサービス拡充
- 12 ・野田市社会福祉協議会事務所移転(市庁舎内)
- 10. 2 ・梅郷ナーシング在宅介護支援センター開設
- 3 ・母子保健計画策定
- ・関宿心身障がい者福祉作業所増築
- 4 ・野田市難病療養者見舞金支給項目にクロイツフェルト・ヤコブ病 原発性肺高血圧症を追加
- ・特別養護老人ホーム「亀野園」開設
- ・デイサービスセンター「亀野園」開設
- 7 ・野田市難病療養者見舞金支給項目に神経線維腫症を追加
- 10 ・「子育てに関する意向調査」を実施
- ・老人保健福祉計画推進委員会を野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に名称変更
- 11. 1 ・2歳3か月児ことばの相談始まる
- 3 ・野田市障害者基本計画策定
- 4 ・巡回型ホームヘルプサービス(昼間帯)事業開始
- ・介護保険課を設置
- ・手話通訳者・盲人ガイドヘルパー派遣事業社会福祉協議会に委託
- 6 ・急病センターの夜間の内科・小児科診療が毎日診療になる
- 7 ・野田市介護認定審査会発足
- ・野田市障害者基本計画推進協議会発足
- 10 ・要介護・要支援認定申請受付開始
- ・個別健康教育始まる
- 12 ・市立養護老人ホーム「楽寿園」を鶴奉 264 番地に新築移転
- 12. 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 1 期計画)策定
- ・野田市エンゼルプラン策定
- 4 ・訪問介護事業開始
- ・岩木小学校老人デイサービスセンター開設
- ・配食サービス事業開始
- ・福祉タクシー利用対象者拡充(ストレッチャー又はリフト付タクシーの利用可となる)
- ・同和对策課を人権施策推進課に改組
- ・介護保険制度始まる
- ・家族介護者等助成金制度始まる
- 8 ・乳児保育所で産休明け(2か月児)保育始まる
- 9 ・在宅訪問歯科保健事業始まる
- 10 ・第 1 号被保険者の保険料徴収始まる
- ・男女共同参画市民意識調査実施
- 13. 3 ・フレッシュプランのただ後期推進計画策定
- 4 ・市内 3 保育所(中根・南部・北部)で午前 7 時から午後 7 時までの延長保育を試行実施
- ・学童保育所の平日の開設時間を延長
- ・北部学童保育所開設
- ・訪問理容サービス事業開始
- ・野田市立「あおい空」開設
- ・野田市人権施策推進協議会設置
- ・文言変更:学童保育所の平日の開設時間を延長(小学校 1 年生の下校時より午後 6 時まで)
- 5 ・「女性のための相談」開設
- ・野田市児童虐待防止対策連絡協議会設置
- 6 ・エンゼルヘルプサービス事業開始
- 7 ・みずき学童保育所開設
- 10 ・ファミリー・サポート・センター設立
- 11 ・満 65 才以上の高齢者等のインフルエンザ個別予防接種始まる
- 12 ・ケアハウス野田在宅介護支援センター開設
- 14. 1 ・要約筆記者養成講座開始
- ・ファミリー・サポート・センター事業開始
- 2 ・「人権教育のための国連 10 年」に関する野田市行動計画策定
- ・野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
- ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱策定
- 3 ・母子健康計画策定(見直し)
- 4 ・市内全保育所で午前 7 時から午後 7 時までの延長保育を実施
- ・学童保育所の開設時間の変更(学校完全週 5 日制の導入に伴うもの)土曜日等の学校休業日は午前 8 時から午後 6 時まで
- ・三ヶ尾学童保育所開設(福二小敷地内)
- ・野田市総合福祉会館開設
- ・保健所より精神科通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳事務が移管
- ・精神保健福祉手帳交付診断料助成事業開始
- ・精神障害者地域生活援助事業開始
- 7 ・児童虐待相談電話「子ども SOS」設置
- ・子ども館休館日を年末年始を除き開放
- ・要約筆記者派遣事業開始
- ・視覚障害者パソコン講習会開始
- ・野田市緊急一時保護施設開設
- 9 ・聴覚障害者・中途失聴者パソコン講習会開始
- 10 ・野田市介護相談員派遣事業開始
- ・人権に関する市民意識調査実施
- 11 ・野田市地域子育て支援センター(東部保育所内)開設
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン策定
- ・野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会設置
- 12 ・福祉タクシー利用者に精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者も加えサービス拡充
- ・精神障害者短期入所事業開始
- 15. 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 2 期計画)策定
- ・家族介護者等助成金制度終了
- ・野田市児童虐待防止対応マニュアル作成

- 4 ・高齢者住宅改造費助成事業開始
 - ・徘徊高齢者家族支援サービス事業開始
 - ・市内2保育所(あたご保育所・南部保育所)を民間委託し、あたご保育所で午後8時までの延長保育と休日保育、南部保育所で午後10時までの延長保育を実施
 - ・父子家庭等支援手当支給開始
 - ・市居宅介護事業所開設
 - ・障害者支援費制度始まる
 - ・難病患者等ホームヘルプサービス事業開始
 - ・乳幼児医療対策事業現物給付実施
 - ・家族介護者交流事業開始
 - ・介護用品支給事業開始
 - ・住宅改修費申請及び受領委任制度開始
- 6 ・野田市在宅介護支援センターを市庁舎内に移転
 - ・鶴寿園在宅介護支援センター開設
 - ・重度知的障害者福祉手当を関宿町編入により野田市域に拡大
 - ・男女共同参画課を設置
 - ・関宿町との合併により、関宿保健センター・関宿会館(福祉会館)・関宿複合センター・関宿福祉センターやすらぎの郷・古布内保育所・木間ヶ瀬保育所・木間ヶ瀬学童保育所・二川学童保育所・関宿中央学童保育所・関宿子ども館、統合
 - ・学童保育所の開設時間を午後6時までから午後6時30分までに変更
 - ・「女性のための相談」第2土曜日開設
- 8 ・市内2保育所(あたご保育所・南部保育所)において完全給食を実施
- 10 ・「障害者何でも相談窓口」社会福祉課に開設
 - ・野田市地域福祉計画審議会設置
- 11 ・病児・病後児保育施設「ひばりルーム」開設
 - ・地域福祉に関する市民アンケート調査の実施
 - ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第2期計画)改訂版策定
- 16. 1 ・養育費問題解決のための無料法律相談開始
 - ・ひとり親家庭を対象とした職業訓練講座(パソコン)を開設
- 3 ・野田市障害者基本計画を改訂
 - ・離乳食講習会(生後3か月児～5か月児)開始
 - ・野田市児童虐待防止対応マニュアル改訂版作成
- 4 ・市内全保育所で完全給食を実施
 - ・母子自立支援員(前身は県委嘱の婦人相談員)設置
 - ・母子家庭等日常生活支援事業開始
 - ・関宿ことば相談室開設
 - ・認可保育園聖華保育園開設
 - ・児童虐待実務者ネットワーク設置
 - ・野田市立福祉会館の火曜日開館開始
- 6 ・高齢者筋力向上トレーニング事業開始
- 7 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金開始
 - ・ステップハウスの設置(市営住宅の目的外使用)
- 10 ・野田市保健医療問題審議会設置
- 11 ・野田市男女共同参画審議会設置
 - ・母子福祉推進員廃止
- 17. 1 ・養護老人ホーム楽寿園の一部15床特別養護老人ホームへ転換し、複合老人ホーム「野田市楽寿園」を開設し、指定管理者制度へ移行
- 3 ・野田市男女共同参画計画策定
 - ・野田市地域福祉計画策定
 - ・野田市新エンゼルプラン策定
 - ・野田市健康づくり推進計画21策定
 - ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画策定
- 4 ・育児支援家庭訪問事業開始
 - ・母子家庭等児童入学就職祝金支給制度廃止
 - ・ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業開始
 - ・保育所の保育士配置基準改定(児童2.5人に保育士1人配置から児童3人に保育士1人配置に改定)
- 5 ・育児学級「えだまめクラブ」開始
- 7 ・関宿学童保育所開設
 - ・子育て支援総合コーディネーター事業開始
 - ・歯周疾患検診事業開始
- 8 ・住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業開始
- 9 ・あさひ育成園・こだま学園外来療育相談事業開始(隔週実施)追加(H18.9月より移動)
- 10 ・「当事者関係者相談」社会福祉課に開設
- 18. 1 ・二川つどいの広場開設
- 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第3期計画)策定
 - ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン改訂版策定
 - ・野田市在宅介護支援センターを廃止
 - ・在宅介護支援センターの委託業務を廃止
- 4 ・野田地区地域包括支援センターを設置
 - ・関宿地区地域包括支援センターを設置
 - ・障害者自立支援法一部施行
 - ・母子家庭高等技能訓練促進費支給事業開始
 - ・認可保育園コビーブリス쿨のだ保育園開設
 - ・民間委託している2保育所(あたご保育所・南部保育所)を指定管理者制度へ移行
 - ・野田市特別養護老人ホーム鶴寿園を指定管理者制度へ移行
 - ・野田市鶴寿園老人デイサービスセンターを指定管理者制度へ移行
 - ・野田市岩木小学校老人デイサービスセンターを指定管理者制度へ移行
 - ・野田・関宿心身障害者福祉作業所を指定管理者制度へ移行
- 5 ・野田市要保護児童対策地域協議会設置
 - ・訪問型一時保育事業実施
- 7 ・南部学童保育所を民間委託し午後7時までの保育を実施
- 8 ・母子家庭のための就業相談事業開始
 - ・みずき学童保育所移設・増築(定員40人から80人に増員)
- 9 ・高齢者通所型介護予防事業開始
- 10 ・障害者自立支援法完全施行
- 11 ・子育て応援者養成講座(19年2月まで全8回)
- 19. 4 ・「障害者何でも相談窓口」を改組し「障害者総合相談・就労支援センター」を社会福祉課に設置

- ・母子家庭常用雇用転換奨励金支給事業開始
- ・尾崎保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育と休日保育を実施
- ・児童家庭課に児童相談係(家庭児童相談室)を新設
- 6 ・手話通訳者を社会福祉課に配置 (火曜日 9:00～13:00、木曜日 13:00～17:00)
- ・野田市地域自立支援協議会設置
- 10 ・母子自立支援プログラム策定事業開始
- ・二川つどいの広場をいちいのホール内へ移転
- ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 3 歳未満から 4 歳未満に通院対象年齢を拡充
- ・人権に関する市民意識調査実施
- 20. 1 ・第 2 次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
- ・男女共同参画課を配偶者暴力相談支援センターに位置付ける
- ・北部・川間地区地域包括支援センターを設置
- 3 ・母子家庭常用雇用転換奨励金支給事業廃止
- 4 ・野田市特別養護老人ホーム鶴寿園及び野田市鶴寿園老人デイサービスセンターを無償譲渡
- ・古布内保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育を実施
- ・南部第二学童保育所開設、三ヶ尾・二川学童保育所増設
- ・ひとり親家庭情報交換事業開始
- ・基本健康診査に替わって、特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査を開始
- ・麻しん風しん(MR)混合ワクチン 3 期・4 期で 5 年間の時限措置で実施
- ・骨太教室開始
- 5 ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 4 歳未満から 5 歳未満に通院対象年齢を拡充
- 7 ・5 歳児健康診査始まる
- 12 ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 5 歳未満から小学校就学前に通院対象年齢拡充
- 21. 2 ・母子家庭高等技能訓練促進費の支給期間の拡充
- 3 ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 4 期計画)策定
- ・野田市健康づくり推進計画 21 改訂
- 4 ・子育て応援特別手当支給事業開始
- ・あすなろ職業指導所を指定管理者制度へ移行
- ・妊婦健康診査の公費負担回数を 5 回から 14 回に拡充
- ・ひとり親家庭を対象とした職業訓練講座を拡充し、母子家庭の母等の就業及び自立支援事業(就業支援講習会)へ移行
- ・認可保育園こびりプリスクールせきやど保育園及び認可保育園アスク七光台保育園開設
- 5 ・野田市障害者基本計画(改定)の計画期間を 1 年延長
- 6 ・母子家庭高等技能訓練促進費の支給額及び支給期間の拡充
- 10 ・住宅手当緊急特別措置事業(住宅手当)の開始
- 22. 1 ・女性特有のがん検診推進事業を実施
- ・野田市難病療養者見舞金給付対象に 11 疾患を追加
- 3 ・野田市地域福祉計画(改訂版)策定
- ・野田市新エンゼルプラン(後期計画)策定
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第 2 次改訂版)策定
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(改訂版)策定
- ・第 2 次野田市男女共同参画計画策定
- ・野田市遺児手当を廃止
- 4 ・機構改革を実施(児童家庭課、人権施策推進課、男女共同参画課及び新設の保育課を児童家庭部に再編成)
- ・野田市ひとり親家庭等医療費助成制度を見直し・子ども手当の支給を開始
- ・清水保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育を実施
- ・乳幼児医療費助成事業を児童家庭部児童家庭課へ移管
- ・特別児童扶養手当を保健福祉部社会福祉課へ移管
- ・あおい空を障害者自立支援法に基づく生活介護を行う施設及び指定管理者制度に移行
- ・野田市岩木小学校老人デイサービスセンターを介護保険法に規定する通所介護及び介護予防通所介護を実施する施設に転換
- 5 ・無料職業紹介所を活用したひとり親家庭向けの求人開拓と情報提供を開始
- 7 ・父子家庭等支援手当を廃止
- ・BCG 法定外予防接種開始
- 8 ・野田市地域自立支援協議会に障がい種別の専門部会配置(身体障がい者部会、知的障がい者部会、精神障がい者部会)
- ・父子家庭に対する児童扶養手当の支給を開始
- ・養育者支援手当の支給を開始
- 10 ・任意予防接種(子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン)の助成開始
- ・61 年 4 月施行の野田市ゲートボール広場設置及び整備事業費補助金交付規則を廃止し、グラウンド・ゴルフ場とゲートボール場の整備を対象にした野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付規則を施行
- ・清水第二・岩木第二・七光台第二・尾崎第二・関宿中央第二学童保育所開設
- 11 ・野田第二・柳沢第二・山崎第二学童保育所開設
- ・「障害」の「害」の字のひらがな表記施行
- 12 ・野田市乳幼児医療費助成事業の制度改正で小学校就学前から小学校 3 年生まで通院、入院、調剤の対象年齢を拡充し、名称を野田市子ども医療費助成に改称
- 23. 1 ・任意予防接種(小児用肺炎球菌ワクチン)の助成開始
- 3 ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱改訂
- 4 ・宮崎第二・みずき第二・南部第三学童保育所開設
- ・つなぎ法により子ども手当の支給を暫定的に 9 月まで継続
- ・認可保育園アスク川間保育園開設
- ・ファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成対象を拡充(ひとり親世帯の追加)
- ・妊婦歯科健康診査開始

- ・妊婦一般健康診査に HTLV-1、クラミジア検査追加
- ・手話通訳者を閑宿支所に配置(金曜日 13:00～17:00)
- 5 ・日本脳炎予防接種に特例対象者を設置し定期接種開始
- 6 ・がん検診推進事業を実施(大腸がん検診を追加し、女性特有のがん検診推進事業を改称)
- 10 ・特別措置法により子ども手当の支給を3月まで継続
 - ・母子家庭等日常生活支援事業を保育所入所待機時にも利用できるように拡充
 - ・日本脳炎法定外予防接種開始
- 24. 3 ・第2次野田市障がい者基本計画、第3期野田市障がい福祉計画策定
 - ・児童虐待防止対応マニュアル改訂
- 4 ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第5期計画)策定
 - ・公益社団法人野田市シルバー人材センターに移行
 - ・改正児童手当法により児童手当の支給を開始
 - ・認可保育園コピーブリスクールさくらのさと保育園及び認可保育園梅郷保育園開設
 - ・花輪保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
 - ・任意予防接種(子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン)1年延長
 - ・肺炎球菌予防接種(65歳以上)の一部助成開始
 - ・歯周疾患検診に65歳の者を追加
 - ・妊婦健康診査支援基金1年延長
 - ・国のパーソナルサポートモデルプロジェクト事業(第2次分)として平成23年4月6日市役所2階に開設した「求職者総合支援センター」(商工課所管)を就労に限定せず、福祉的支援も実施することとして「パーソナルサポートセンター」に改称し、社会福祉課と商工課の共管により引き続き24年度も同モデル事業(第3次分)を実施
 - ・こぶし園が指定生活介護事業所に移行
 - ・こだま学園は、福祉型児童発達支援センターとして県より指定を受け、児童の発達に関する支援を開始
 - ・あさひ育成園は、医療型児童発達支援センターとして県より指定を受け、児童の発達に関する支援を開始
 - ・子ども手当から児童手当へ移行
- 6 ・シルバーサロン「ゆう・みい」開所
- 8 ・南部・福田地区地域包括支援センターを設置
 - ・野田市地域自立支援協議会の専門部会に虐待対応部会を追加
- 9 ・経口生ポリオワクチンは廃止となり、不活化ポリオワクチンが定期予防接種として導入
- 10 ・社会福祉課内の「障がい者総合相談・就労支援センター」の就労支援を「障害者就業・生活支援センターはーとふる」に集約し、「障がい者総合相談センター」に改組。また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、同センターに「障害者虐待防止センター」の機能を追加
- 11 ・4種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)が開始
- 12 ・野田市子ども医療費助成事業の制度改正で、小学4年生から中学3年生までの入院助成を拡大
- 25. 3 ・予防接種法一部改正により、対象者の変更がありBCG法定外・日本脳炎法定外予防接種廃止
 - ・麻しん風しん(MR)混合ワクチン3期・4期終了
- 4 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
 - ・第2次一括法により育成医療・未熟児養育医療の給付及び低体重児の届出、未熟児の訪問指導等が県から権限移譲
 - ・低出生体重児健康診査・相談始まる
 - ・厚生労働省の生活困窮者自立促進支援モデル事業をパーソナルサポートセンター開設(市役所2階)により実施
 - ・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種化
 - ・北部保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
 - ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行により、各年度ごとに調達方針を策定開始。
- 5 ・緊急通報システムWEB119の登録と運用を開始
 - ・風しん予防接種(18歳以上)の一部助成開始
- 8 ・野田市地域自立支援協議会の障がい種別の専門部会を課題別の専門部会(相談支援部会、就労支援部会、子ども部会)に移行。なお、虐待対応部会は、相談支援部会に含まれる。
- 9 ・人権に関する市民意識調査実施
- 10 ・障害者施設等との福祉避難所の協定を締結
 - ・風しん予防接種(18歳以上)の一部助成終了
- 26. 3 ・救急医療情報キット配布事業を開始
 - ・シルバーサロン「元気」開所
- 4 ・重症心身障害児(者)施設・東葛医療福祉センター光陽園が開設
 - ・野田市健康づくり推進計画21(第2次)策定
 - ・歯周疾患検診に45歳、55歳の者を追加
 - ・がん検診推進事業の変更(大腸がん検診のみとなり子宮がん及び乳がん検診が対象外)
 - ・認可保育所アスク古布内保育園開園
 - ・木間ヶ瀬保育所を指定管理制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
- 6 ・求職者子育て支援サービス利用助成事業を開始(年度当初利用分より申請受付)
- 7 ・働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業を実施(子宮がん及び乳がん検診が対象)
- 9 ・市独自の肺炎球菌予防接種(65歳以上)の一部助成を終了
- 10 ・水痘、高齢者の肺炎球菌(65歳以上)予防接種が定期予防接種化
 - 高齢者の肺炎球菌予防接種の定期接種対象外の者への同一の自己負担金での接種を開始
- 11 ・認可保育所コピーブリスクールあたご保育園開園
 - ・野田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定

- 12 ・あおい空短期棟増設
- 27. 1 ・野田市介護支援ボランティア事業を開始
- 2 ・あおい空において、日中一時支援事業を開始
- 3 ・第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）及び第4期野田市障がい福祉計画策定
 - ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第6期計画）策定
 - ・野田市エンゼルプラン第4期計画策定
 - ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版）策定
 - ・第3次野田市男女共同参画計画策定
 - ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）策定
 - ・野田市地域福祉計画（第2次改訂版）策定
- 4 ・機構改革を実施（社会福祉課を生活支援課、障がい者支援課に分割、高齢者福祉課を高齢者支援課、介護保険課に分割、人権施策推進課、男女共同参画課を人権・男女共同参画推進課に統合、保育課保育係から管理係の2係に再編成）
 - ・介護員初任者研修受講料等助成事業開始
 - ・子ども支援室準備担当を設置
 - ・歯周疾患検診に20歳の者を追加
 - ・生活困窮者自立支援法施行
 - ・あおい空において短期入所事業を開始(レスパイトケア目的)
 - ・あさひ育成園、こだま学園を指定管理者制度へ移行するとともにあさひセンターの組織を廃止（あさひ育成園は、医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行）
 - ・こだま学園の外來療育相談の相談日を隔週火曜日から毎週火曜日に拡充
- 5 ・子どもの学習支援事業開始
 - ・子育て短期支援事業（ショートステイ）開始
- 7 ・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
 - ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
- 8 ・重度心身障がい者医療費助成制度現物給付方式へ移行
 - ・野田市子ども医療費助成事業の制度改正で小学4年生から中学3年生までの通院調剤費の助成を拡大
- 10 ・子ども支援室を開設
 - ・事業所内保育所ひばり保育園開園
- 12 ・野田市食育推進計画策定
- 28. 3 ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱改訂
 - ・第3次野田市男女共同参画計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と一体のものとして位置付ける
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業を開始
 - ・野田市難病療養者見舞金支給要綱改正（国の難病や小児慢性特定疾病に対する医療費助成の制度改正に合わせ給付対象疾病を70疾病から326疾病に拡大）
- 4 ・急病センターにてインフルエンザ診療受付始まる
- 4 ・歯周疾患検診に35歳の者を追加
 - ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の対象資格、支給期間の拡充
 - ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給額を拡充
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業を残業等の理由により定期的に利用できるよう拡充
 - ・認可保育園梅郷保育園がすくすく保育園に名称変更
 - ・認可保育園すくすく保育園分園開園
 - ・認可保育園聖華保育園の開園時間を午前7時から午後8時までに変更
 - ・市内7保育所（清水、北部、木間ヶ瀬、聖華、コピーブリススクールせきやど、アスク七光台、アスク川間）の認可定員増（各園10人）
 - ・東部保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行
 - ・設置手話通訳者の利用時間を延長（月・火曜日 9:00～13:00、水・木曜日 13:00～17:00）
 - ・実務者研修受講を対象に追加し、介護員初任者研修受講料等助成事業を介護職員研修受講料等助成事業に改称
- 7 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H28年度分）を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
- 8 ・児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当、養育者支援手当に係る第2子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充
 - ・野田市保育士合同就職説明会を開始
- 9 ・肝炎フォローアップ事業開始
- 10 ・第2日曜日の母子健康手帳の交付始まる
 - ・甲状腺超音波検査費用の一部助成開始
 - ・B型肝炎ワクチンが定期予防接種化
 - ・あさひ育成園で親子分離・園内分離療育を開始
 - ・野田市地域自立支援協議会を野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改組及び、専門部会に権利擁護部会を追加
- 12 ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領策定
 - ・野田第二学童保育所増設
 - ・野田市歯科口腔保健計画策定
- 29. 3 ・ホームヘルプサービス事業制度終了
 - ・子どもの学習支援事業終了
- 4 ・家具転倒防止器具取付事業を実施
 - ・「介護予防10年の計」としてシルバーリハビリ体操を中心とした6つの戦略を開始
 - ・介護相談員、地域密着型サービス事業者に関する事務を介護保険課から高齢者支援課に移管
 - ・野田市認知症カフェ事業補助金交付規則を施行
 - ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の対象者を雇用保険法の一般教育訓練給付の受給資格者にも拡充（当該制度との差額を支給）

- ・清水第三学童保育所開設
- ・聖華未来のこども園開園（聖華幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行）
- ・野田市私立保育所等障がい児等保育事業を新たに開始
- ・野田市私立保育所等保育事業に「通勤補助事業」を新たに追加
- ・「低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減措置」に準じて、ひとり親家庭等低所得世帯や多子世帯等の保育料の負担軽減を実施
- ・歯周疾患検診に25、30歳の者を追加
- ・関宿心身障がい者福祉作業所を指定 障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援B型）へ移行
- ・野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱を施行
- ・野田市社会福祉協議会への訪問入浴サービス事業委託終了
- ・野田市子ども未来教室を開始
- 5 ・緊急通報システム WEB119 が緊急通報システム NET119 に名称変更及び機能拡充
- 6 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H29年度分）を実施（子宮頸がん）
- ・50歳以上乳がん検診（マンモグラフィ検査）実施会場に北コミュニティ会館、南コミュニティ会館を追加
- 7 ・第2次野田市障がい者基本計画（改定）の計画期間を1年延長
- 8 ・各課窓口に筆談マーク掲示
- 9 ・こだま学園事務室棟新設
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H29年度分）を実施（乳がん）
- ・シルバーリハビリ体操事業開始
- 10 ・野田市私立保育所等保育士処遇改善事業を新たに開始
- 11 ・30歳代乳がん検診（超音波検査：集団検診）導入
- ・全国手話言語市区長会に加入
- ・ヘルプマークの配布開始
- ・関宿総合公園体育館で広報戦略
- 12 ・野田市社会福祉協議会への手話通訳者等派遣事業の委託終了
- 30. 1 ・宮崎第三学童保育所開設
- ・意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）を社会福祉協議会から障がい者支援課窓口の手話通訳者受付に変更（S57.4手話通訳者派遣事業開始 H11.4社会福祉協議会委託による同事業開始、H14.7社会福祉協議会委託による要約筆記者派遣開始）
- ・のだまめ学校開校
- 3 ・ひとり暮らし老人等給食サービス事業終了
- ・家族介護者交流事業終了
- ・高齢者に係る日常生活用具給付等事業を廃止。
なお福祉電話については、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業で対応とする。
- ・BCG 集団予防接種の廃止
- ・保健推進員による妊婦・乳児訪問を終了
- ・第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画策定
- ・盲人ガイドヘルパー派遣終了。障害福祉サービス同行援護の支給量の拡充により終了（S55.4開始）
- ・福祉カー貸付事業を野田市社会福祉協議会へ移行（H2.1開始）
- ・在宅重度身体障がい者短期保護事業終了。障害福祉サービス短期入所対応による（S63.4開始）
- ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第7期計画）策定
- ・総合公園体育館で広報戦略
- ・野田市子ども未来教室を教育委員会に移管
- 30. 4 ・家具転倒防止器具取付事業の支給対象を拡充
- ・複合老人ホーム野田市楽寿園の養護老人ホームの一部14床を特別養護老人ホームへ転換
- ・中央地区地域包括支援センターを設置
- ・野田地区地域包括支援センターが東部地区地域包括支援センターに名称変更
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について准看護師から引き続き看護師の養成機関で修業する場を対象に拡充
- ・訪問型一時保育事業を終了
- ・骨髄移植におけるドナー支援事業を開始
- ・北部学童保育所を移転新設
- 6 ・あさひ育成園の外来療育相談の相談日を隔週木曜日から毎週木曜日に拡充
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正
- 7 ・未熟児養育医療の給付の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正
- 8 ・野田市子ども医療費助成事業について3歳までの自己負担金を無料に拡充
- ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正
- 9 ・介護職員合同就職相談会を開始
- ・「介護予防10年の計」えんがわ、介護予防サポート企業の募集を開始
- ・人権に関する市民意識調査実施
- 10 ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当の支給制限の適用期間が11月から翌年10月までに改正
- ・野田市移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを開始
- ・風しん及び麻しん風しん混合ワクチン費用助成を開始（妊娠している女性の同一世帯員及び妊娠予定または希望している女性等で28歳以上が主な対象）
- 31. 1 ・岩木第二学童保育所増設
- 2 ・野田市児童虐待事件再発防止合同委員会設置
- 3 ・訪問介護事業を終了
- ・ねたきり老人等布団乾燥サービス事業を終了

- ・第3次野田市障がい者基本計画策定
 - ・野田市心身障がい者結婚祝金支給制度終了
 - ・野田市聴覚又は音声・言語機能障がい者用電話ファックス等設置費及び使用料助成制度終了
 - ・身体障害者教習用自動車の野田自動車教習所への配車終了
 - ・野田市健康づくり推進計画21（第3次）策定
4. 体験就労による介護職就労奨励事業を開始
- ・風しん及び風しん混合ワクチン費用助成のほか抗体検査についても一部助成を開始
 - ・子ども発達相談支援事業開始
 - ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を開始
 - ・野田市保育士試験による資格取得支援事業を新たに開始
 - ・野田市保育士就労奨励金支給事業を新たに開始
 - ・野田市私立保育所等保育事業に「病児保育事業（体調不良児型）」を新たに追加
 - ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金について特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金を対象に追加し、支給上限を引上げ
 - ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について支給期間の上限を36月から48月に延長し、支給額を修学期間の最後の12月については4万円増額
 - ・学童保育所の定員見直し
 - ・清水第二学童保育所と清水第三学童保育所を統合、みずき学童保育所とみずき第二学童保育所を統合
 - ・中央子ども館を民間委託
 - ・生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業を開始
 - ・生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を開始
 - ・歯周疾患検診の対象年齢に80歳を追加
- 元. 5. 風しん予防接種第5期の定期接種を開始
6. 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業を実施
7. 認定こども園ののこども園開設
- ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当について所得状況届を規定
8. 災害時用スローマ保管業務開始
9. 介護職員研修受講料等助成事業に生活援助従事者研修を対象に追加
- ・敬老祝品配布対象者を101歳以上の方にも拡充
10. 特定健診（集団健診）を開始
- ・喀痰吸引等研修事業を実施
 - ・野田市私立保育所等保育事業に「野田産黒酢米利用促進事業」「主食費減額補助事業」を新たに追加
 - ・幼児教育・保育の無償化
 - ・子ども家庭総合支援課を新設
11. 聞こえのサポーター養成講座を実施
- ・パラスポーツ体験会を実施
 - ・児童扶養手当、養育者支援手当について令和元年11月分から支払回数等を年6回に見直し
 - ・新しい子ども館の整備の事業者選定
2. 3. 第2次野田市食育推進計画を策定
- ・野田市手話言語条例制定
 - ・野田市エンゼルプラン第5期計画策定
 - ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）策定
 - ・未熟児養育医療の給付の徴収金基準額表を所得税額を基礎とするものから市町村民税所得割額を基礎とするものに改正
 - ・野田市地域福祉計画【第3次改訂版】（野田市自殺対策計画）策定
 - ・第4次野田市男女共同参画計画策定
 - ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）策定
 - ・育児学級「えだまめクラブ」事業終了
2. 4. 地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援センター、共同生活援助、短期入所（緊急受け入れ1床を含む））を開始
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会に地域生活支援拠点運営会議を追加
 - ・手話検定試験受験料助成事業を開始
 - ・遠隔手話サービス事業を開始
 - ・野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業を開始
 - ・あおい空の日中一時支援事業において医療的ケアが必要な人（小学生以上）の受け入れ開始
 - ・自発的活動支援事業補助事業を開始
 - ・新生児特別定額給付金事業の実施
 - ・うめさと、山崎、七光台子ども館を民間委託
 - ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について受講終了時給付金の割合及び合格時給付金の割合を改正
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業について定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大
 - ・野田市児童手当上乗せ給付金支給事業を実施
 - ・野田市児童扶養手当上乗せ給付金支給事業を実施
 - ・「男性のための電話相談」開設
 - ・認可保育所やまぎき杜の保育園開園（すくすく保育園分園が認可保育所に移行）
 - ・やなぎさわ幼稚園・保育園開園（柳沢幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行）
 - ・地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援
5. 就労系障害福祉サービス利用者生活支援給付事業を実施
- ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を実施
 - ・医療従事者支援金支給事業の実施
 - ・医療機関経営支援金支給事業の実施
 - ・野田市地域外来検査センターPCR検査費用助成事業の実施
 - ・妊婦への布マスク配布事業の実施
 - ・妊婦タクシー利用料金助成事業の開始
7. ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業を実施
8. 野田市子ども医療費助成事業について未就学児までの自己負担金を無料に拡充
- ・野田市児童手当上乗せ給付金（追加給付）支給事業を実施

- ・第3次野田市障がい者基本計画策定
- ・野田市心身障がい者結婚祝金支給制度終了
- ・野田市聴覚又は音声・言語機能障がい者用電話ファックス等設置費及び使用料助成制度終了
- ・身体障害者教習用自動車の野田自動車教習所への配車終了
- ・野田市健康づくり推進計画 21（第3次）策定
- 4 ・体験就労による介護職就労奨励事業を開始
- ・風しん及び風しん混合ワクチン費用助成のほか抗体検査についても一部助成を開始
- ・子ども発達相談支援事業開始
- ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を開始
- ・野田市保育士試験による資格取得支援事業を新たに開始
- ・野田市保育士就労奨励金支給事業を新たに開始
- ・野田市私立保育所等保育事業に「病児保育事業（体調不良児型）」を新たに追加
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金について特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金を対象に追加し、支給上限を引上げ
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について支給期間の上限を36月から48月に延長し、支給額を修学期間の最後の12月については4万円増額
- ・学童保育所の定員見直し
- ・清水第二学童保育所と清水第三学童保育所を統合、みずき学童保育所とみずき第二学童保育所を統合
- ・中央子ども館を民間委託
- ・生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業を開始
- ・生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を開始
- ・歯周疾患検診の対象年齢に80歳を追加
- 元. 5 ・風しん予防接種第5期の定期接種を開始
- 6 ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業を実施
- 7 ・認定こども園ののどのこども園開設
- ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当について所得状況届を規定
- 8 ・災害時用ストーマ保管業務開始
- 9 ・介護職員研修受講料等助成事業に生活援助従事者研修を対象に追加
- ・敬老祝品配布対象者を101歳以上の方にも拡充
- 10 ・特定健診（集団健診）を開始
- ・喀痰吸引等研修事業を実施
- ・野田市私立保育所等保育事業に「野田産黒酢米利用促進事業」「主食費減額補助事業」を新たに追加
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・子ども家庭総合支援課を新設
- 11 ・聞こえのサポーター養成講座を実施
- ・パラスポーツ体験会を実施
- ・児童扶養手当、養育者支援手当について令和元年11月分から支払回数等を年6回に見直し
- ・新しい子ども館の整備の事業者選定
- 2. 3 ・第2次野田市食育推進計画を策定
- ・野田市手話言語条例制定
- ・野田市エンゼルプラン第5期計画策定
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）策定
- ・未熟児養育医療の給付の徴収金基準額表を所得税額を基礎とするものから市町村民税所得割額を基礎とするものに改正
- ・野田市地域福祉計画【第3次改訂版】（野田市自殺対策計画）策定
- ・第4次野田市男女共同参画計画策定
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）策定
- ・育児学級「えだまめクラブ」事業終了
- 4 ・地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援センター、共同生活援助、短期入所（緊急受け入れ1床を含む））を開始
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会に地域生活支援拠点運営会議を追加
- ・手話検定試験受験料助成事業を開始
- ・遠隔手話サービス事業を開始
- ・野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業を開始
- ・あおい空の日中一時支援事業において医療的ケアが必要な人（小学生以上）の受け入れ開始
- ・自発的活動支援事業補助事業を開始
- ・新生児特別定額給付金事業の実施
- ・うめさと、山崎、七光台子ども館を民間委託
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について受講終了時給付金の割合及び合格時給付金の割合を改正
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業について定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大
- ・野田市児童手当上乗せ給付金支給事業を実施
- ・野田市児童扶養手当上乗せ給付金支給事業を実施
- ・「男性のための電話相談」開設
- ・認可保育所やまぎき杜の保育園開園（すくすく保育園分園が認可保育所に移行）
- ・やなぎさわ幼稚園・保育園開園（柳沢幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行）
- ・地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援
- 5 ・就労系障害福祉サービス利用者生活支援給付事業を実施
- ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を実施
- ・医療従事者支援金支給事業の実施
- ・医療機関経営支援金支給事業の実施
- ・野田市地域外来検査センターPCR検査費用助成事業の実施
- ・妊婦への布マスク配布事業の実施
- ・妊婦タクシー利用料金助成事業の開始
- 7 ・ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業を実施
- 8 ・野田市子ども医療費助成事業について未就学児までの自己負担金を無料に拡充
- ・野田市児童手当上乗せ給付金（追加給付）支給事業を実施

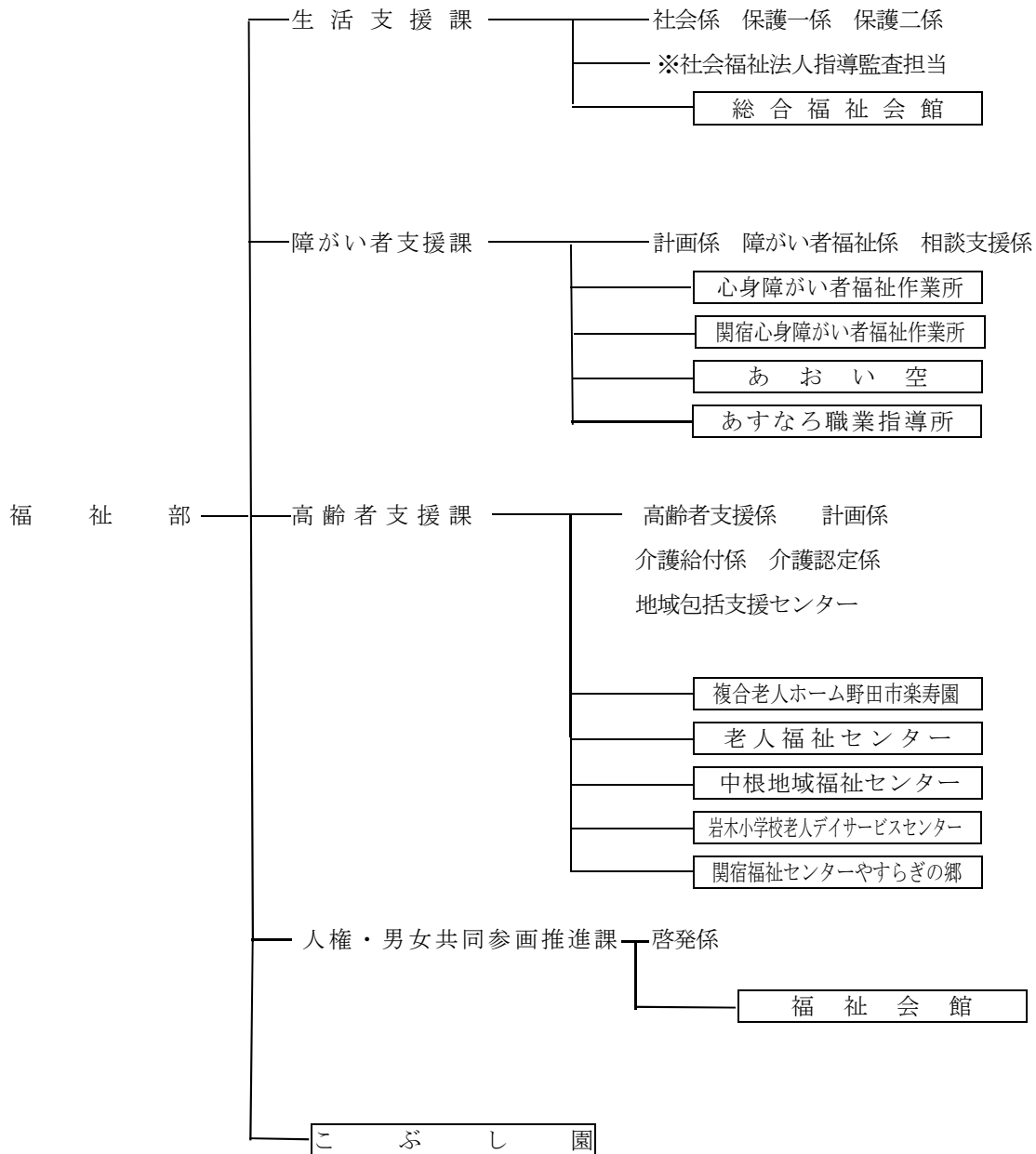
- ・野田市児童扶養手当上乗せ給付金（追加給付）支給事業を実施
- ・急病センターを一時休診
- 9・野田市児童虐待事件再発防止合同委員会終了
- 10・産後ケア事業の開始
 - ・ロタウイルスワクチンが定期予防接種化
 - ・認可保育所アートチャイルドケア野田東部みどり保育園開園（野田市立東部保育所より移管）
 - ・野田市子育てサービス等利用支援助成事業を開始。
 - ・休日預かり保育事業を開始
- 11・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場を設置
 - ・野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員設置
 - ・ひとり親家庭等医療費助成金について現物給付を実施し、自負担金を改正
- 12・ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業の再支給分の支給を実施
 - ・予防接種法の一部改正により、新型コロナワクチン接種を臨時接種の特例と位置づける。
- 3. 1・高齢者施設等の新規入所者を対象としたPCR検査事業を実施
- 2・新型コロナウィルスワクチン接種担当の設置
- 3・身体障害者手帳等交付診断料助成制度を廃止
 - ・障害者支援施設等利用者傷害保険料助成金支給制度を廃止
 - ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会に医療的ケア児者支援部会を設置
 - ・第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画を策定
 - ・野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例制定
 - ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第8期計画）策定
 - ・母子等医療費助成金事業の廃止
 - ・風しん抗体検査費用助成の廃止
 - ・第2次野田市歯科口腔保健計画策定
 - ・児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給することができるように改正
 - ・令和2年度税制改正において、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しが行われ、ひとり親控除が適用されることとなったことから、市の各種制度より寡婦（夫）控除のみなし適用を削除（各種制度により適用を規定）
 - ・児童虐待相談電話「子どもSOS」終了
- 4・【新型コロナワクチン初回接種】65歳以上の高齢者の接種券発送
 - ・要約筆記者養成講座の廃止
 - ・要約筆記者養成講座及び手話通訳者養成講座交通費助成事業の開始
 - ・緊急一時保護費等助成事業の開始
 - ・小規模保育事業柳沢くくる保育園開園
 - ・野田市私立保育所等保育事業に「零歳児保育推進事業」を新たに追加
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために修業する場合や、4年以上の履修が必要な養成機関で修業する場合には、48月の支給を可能とする。令和3年度に限り、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始した者については修学期間6月以上、民間資格も対象となり拡充された。
- ・地域包括支援センターの名称を高齢者なんでも相談室に改める
- ・野田市南第2高齢者なんでも相談室を設置
- 5・【新型コロナワクチン初回接種】65歳以上の高齢者の予約開始
 - ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を実施
- 6・新型コロナウィルスワクチン接種対策室の設置
 - ・【新型コロナワクチン初回接種】ひとり暮らし等高齢者への集団接種開始
- 7・【新型コロナワクチン初回接種】65歳以上の高齢者の集団接種開始
 - ・【新型コロナワクチン初回接種】全市民への接種券発送完了
 - ・【新型コロナワクチン初回接種】64歳未満の接種開始
 - ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）
 - ・野田市児童手当上乗せ給付金の支給を実施
- 11・【新型コロナワクチン追加接種】接種券発送
- 12・【新型コロナワクチン追加接種】予約開始、個別接種及び集団接種開始
 - ・子育て世帯への臨時特別給付金の支給を実施
- 4. 1・野田市不育症治療費の助成金支給制度の開始
- ・野田市不妊治療費の助成金支給制度の開始
- ・子育て世帯への臨時特別給付金（所得制限分）の支給を実施
- 3・野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
 - ・新型コロナワクチン小児接種の開始
 - ・児童手当法施行規則の改正により、公簿等で確認できる受給者については、現況届の提出が省略出来るようになったため、児童手当実施要綱を改正
 - ・支給要件に該当する児童や父母等の障がいの程度が改められたことにより、野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例施行規則を改正
 - ・病児・病後児保育施設「ひばりルーム」廃止
- 4・組織改編を実施（保健福祉部を福祉部、児童家庭部を健康子ども部、高齢者支援課、介護保険課を高齢者支援課に統合、人権・男女共同参画推進課を福祉部へ編成、保健センター、あさひ育成園、こたま学園を健康子ども部へ編成）
 - ・子ども支援室を子どもの発達相談室に名称変更
 - ・野田市私立保育所等保育事業に「零歳児保育推進事業」を新たに追加
 - ・病児・病後児保育施設「ひばりルーム」廃止
 - ・しみず空と杜の保育園開園

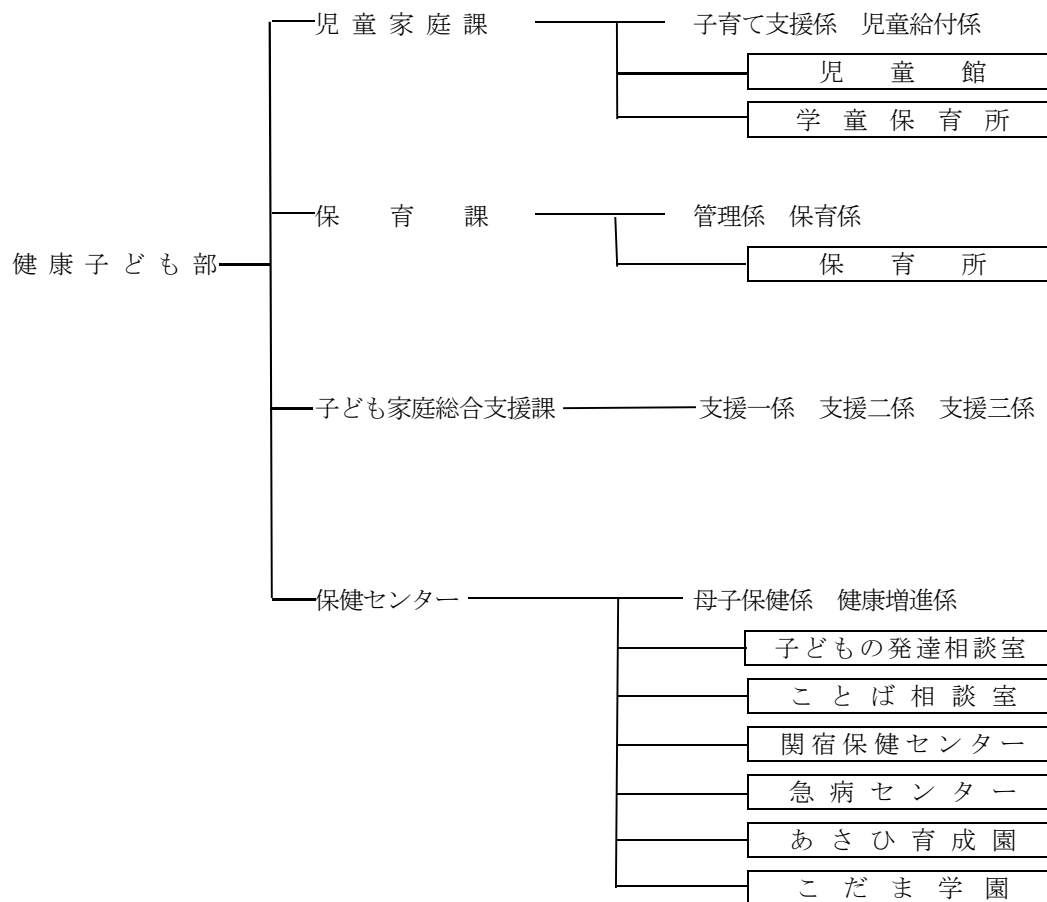
- ・病児・病後児保育施設「フォレストルーム」開設
- ・野田市東高齢者なんでも相談室を設置
- ・野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室を
基幹型地域包括支援センターに改める

※令和4年4月1日現在の部・課の名称で表記しています。

2. 福祉部・健康子ども部の課等【関係各課】

(1) 組織





注：□は施設等

※印は、特命担当職

(2) 事務分掌

部	課 等	係	事務分掌				
福祉部	生活支援課	社会係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉の計画に関する事。 2 民生(児童)委員に関する事。 3 災害救助及び災害弔慰金等の支給に関する事。 4 戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者等の援護に関する事。 5 日本赤十字事業に関する事。 6 被爆者健康管理援助金の支給に関する事。 7 難病患者援助金の支給に関する事。 8 福祉のまちづくり運動に関する事。 9 福祉事業に対する金品の寄附受入れに関する事。 10 自殺対策の総括に関する事。 11 社会福祉法人野田市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 12 総合福祉会館の管理及び施設の維持管理に関する事。 13 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 14 民生委員推薦会に関する事。 15 地域福祉計画審議会に関する事。 16 部内の連絡調整に関する事。 17 部内の主要事務の進行管理に関する事。 18 部内他課の所管に属しない事。 				
		保護一係 保護二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)による生活困窮者の自立支援に関する事。 2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事。 3 行旅病人及び死亡人に関する事。 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付及び配偶者支援金の支給に関する事。 				
	障がい者支援課	<table border="1"> <tr> <td>計画係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者福祉の計画に関する事。 2 心身障がい者福祉作業所の指定管理者の監理に関する事。 3 あおい空の指定管理者の監理に関する事。 4 あすなろ職業指導所の指定管理者の監理に関する事。 5 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 6 その他障がい者(児)福祉に関する事。 7 障がい者基本計画推進協議会に関する事。 8 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の運営に関する事。 9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>障がい者福祉係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付手続に関する事。 2 知的障がい者に係る療育手帳の交付手続に関する事。 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳の交付手続に関する事。 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に関する事。 5 心身障がい者福祉手当に関する事。 6 重度心身障がい者医療費助成に関する事。 7 心身障害者扶養年金に関する事。 8 障がい者に係る福祉タクシー事業に関する事。 9 精神障がい者医療費助成に関する事。 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事。 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害支援区分の認定及び自立支援給付に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>相談支援係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者就労施設等の支援に関する事。 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費等に関する事。 3 障がい者(児)に係る相談支援事業に関する事。 4 障がい者(児)に対する差別又は虐待の防止に関する事。 5 障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関する事。 6 障害者支援施設等への入所又は入所の委託に関する事。 7 障害児通所支援の提供又は提供の委託に関する事。 </td> </tr> </table>	計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者福祉の計画に関する事。 2 心身障がい者福祉作業所の指定管理者の監理に関する事。 3 あおい空の指定管理者の監理に関する事。 4 あすなろ職業指導所の指定管理者の監理に関する事。 5 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 6 その他障がい者(児)福祉に関する事。 7 障がい者基本計画推進協議会に関する事。 8 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の運営に関する事。 9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事。 	障がい者福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付手続に関する事。 2 知的障がい者に係る療育手帳の交付手続に関する事。 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳の交付手続に関する事。 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に関する事。 5 心身障がい者福祉手当に関する事。 6 重度心身障がい者医療費助成に関する事。 7 心身障害者扶養年金に関する事。 8 障がい者に係る福祉タクシー事業に関する事。 9 精神障がい者医療費助成に関する事。 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事。 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害支援区分の認定及び自立支援給付に関する事。 	相談支援係
計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者福祉の計画に関する事。 2 心身障がい者福祉作業所の指定管理者の監理に関する事。 3 あおい空の指定管理者の監理に関する事。 4 あすなろ職業指導所の指定管理者の監理に関する事。 5 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 6 その他障がい者(児)福祉に関する事。 7 障がい者基本計画推進協議会に関する事。 8 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の運営に関する事。 9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事。 						
障がい者福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付手続に関する事。 2 知的障がい者に係る療育手帳の交付手続に関する事。 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳の交付手続に関する事。 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に関する事。 5 心身障がい者福祉手当に関する事。 6 重度心身障がい者医療費助成に関する事。 7 心身障害者扶養年金に関する事。 8 障がい者に係る福祉タクシー事業に関する事。 9 精神障がい者医療費助成に関する事。 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事。 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害支援区分の認定及び自立支援給付に関する事。 						
相談支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者就労施設等の支援に関する事。 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費等に関する事。 3 障がい者(児)に係る相談支援事業に関する事。 4 障がい者(児)に対する差別又は虐待の防止に関する事。 5 障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関する事。 6 障害者支援施設等への入所又は入所の委託に関する事。 7 障害児通所支援の提供又は提供の委託に関する事。 						

福 社 部			<ul style="list-style-type: none"> 8 指定特定相談支援事業者等の指定等に関する事。 9 野田市障がい者相談員に関する事。 10 障害支援区分認定審査会に関する事。 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事。
	高齢者支援課	高齢者支援係	<ul style="list-style-type: none"> 1 ひとり暮らし等緊急通報システム事業に関する事。 2 配食サービス事業に関する事。 3 ねたきり老人等布団乾燥サービス事業に関する事。 4 高齢者に係る福祉タクシー事業に関する事。 5 訪問理容サービス事業に関する事。 6 徘徊高齢者家族支援サービス事業に関する事。 7 ひとり暮らし等老人対策に関する事。 8 介護用品支給事業に関する事。 9 家族介護慰労金支給事業に関する事。 10 敬老祝い事業に関する事。 11 その他高齢者福祉に関する事。 12 福祉有償運送運営協議会に関する事。 13 楽寿園の指定管理者の監理に関する事。 14 老人デイサービスセンターの指定管理者の監理に関する事。 15 老人福祉センターの管理に関する事。 16 福祉センターの管理に関する事。 17 老人クラブの育成指導に関する事。 18 公益社団法人野田市シルバー人材センターの育成指導に関する事。 19 大型バスの管理に関する事。 20 グラウンド・ゴルフ及びゲートボールの推進に関する事。 21 一般介護予防事業に関する事。
		計画係	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者福祉の計画に関する事。 2 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 3 地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督に関する事。 4 居宅介護支援事業者の指定及び指導監督に関する事。 5 介護保険事業の計画に関する事。 6 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。 7 老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に関する事。 8 介護事業者協議会に関する事。
		介護給付係	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護保険特別会計予算編成に関する事。 2 財政安定化基金に関する事。 3 介護保険事業の調査に関する事。 4 介護保険被保険者の資格取得及び喪失、被保険者証の発行、返納並びに受給資格証の交付に関する事。 5 介護保険被保険者の住所地特例者の管理及び適用除外者管理に関する事。 6 介護保険被保険者の負担割合証の発行に関する事。 7 介護サービス等の利用者負担の軽減に関する事。 8 国民健康保険団体連合会に対する受給者資格情報の提供に関する事。 9 介護報酬の支払いに関する事。 10 高額介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費の支給に関する事。 11 保険給付(福祉用具、住宅改修の償還払い、受領委任、住宅改造)に関する事。 12 介護保険法による損害賠償請求権に関する事。 13 介護保険料の賦課収納に関する事。 14 介護保険料の督促に関する事。 15 介護保険料の減免に関する事。 16 介護保険料の公示送達に関する事。
		介護認定係	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護保険法による要介護等の認定申請の受理及び介護保険資格者証の交付に関する事。 2 介護保険法による要介護認定等に係る訪問調査に関する事。 3 介護認定審査会に関する事。 4 介護保険法による要介護等の認定及び認定取消に関する事。 5 介護保険事業についての苦情及び相談に関する事。 6 その他介護保険に関する事。

福祉部	人権・男女 共同参画推進課	啓発係	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権及び男女共同参画に係る施策に関する総合調整に関すること。 2 人権及び男女共同参画に関する計画に関すること。 3 人権及び男女共同参画に係る施策に関する啓発指導に関すること。 4 人権擁護委員に関すること。 5 同和問題に係る施策に関する総合調整に関すること。 6 住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。 7 福祉会館の管理運営に関すること。 8 女性のための相談に関すること。 9 男性のための電話相談に関すること。 10 その他人権及び男女共同参画の施策の推進に関すること。 11 人権施策推進協議会に関すること。 12 男女共同参画審議会に関すること。
-----	------------------	-----	---

健 康 子 ど も 部	児 童 家 庭 課	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉の計画に関する事。 2 子育て支援に関する事。 3 児童館の指定管理者の監理に関する事。 4 児童館及び学童保育所の管理運営及び連絡調整に関する事。 5 ファミリー・サポート・センターに関する事。 6 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 7 児童福祉審議会に関する事。 8 部内の連絡調整に関する事。 9 部内の主要事務の進行管理に関する事。 10 部内他課の所管に属しないこと
		児童給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事。 2 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事。 3 養育者支援手当の支給に関する事。 4 母子保健法(昭和40年法律第141号)による未熟児養育医療の給付に関する事。 5 子ども医療費の助成に関する事。 6 ひとり親家庭等医療費に関する事。 7 ひとり親家庭等支援に関する事。 8 母子及び父子の自立相談に関する事。 9 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による措置に関する事。
	保 育 課	管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の管理運営及び連絡調整に関する事。※(ことば相談室は令和4年4月1日から保健センターへ移管) 2 保育所の指定管理者の監理に関する事。 3 認定こども園に関する事。 4 認可外保育施設に関する事。 5 子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等(ファミリー・サポート・センターに係るものを除く。)の確認に関する事。 6 家庭的保育事業等の認可及び指導監督に関する事。 7 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。
		保育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による小学校就学前子どもに係る教育・保育給付及び施設等利用給付の認定に関する事。 2 子ども・子育て支援法による小学校就学前子どもに係る保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用調整に関する事。 3 子ども・子育て支援法による保育料等、教育・保育給付及び施設等利用給付(ファミリー・サポート・センターに係るものを除く。)に関する事。 4 病児・病後児保育に関する事。
	子 ども 家 庭 総 合 支 援 課	支援一係 支援二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども家庭総合支援拠点の業務に関する事。 2 児童虐待防止に関する事。 3 要保護児童対策地域協議会に関する事。
		支援三係	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども家庭総合支援拠点の業務に関する事。 2 児童虐待防止に関する事。 3 児童福祉法による措置に関する事。 4 ドメスティック・バイオレンスに関する事。 5 配偶者暴力相談支援センター業務に関する事。 6 緊急一時保護施設の管理運営に関する事。 7 妊産婦及び乳幼児から18歳までの子どもに関する切れ目のない相談支援並びに関係機関との連絡調整に関する事。 8 家庭児童相談に関する事。 9 ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会に関する事。
	保 健 セ ン タ ー	母子保健係	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種健康診査に関する事。 2 母子健康手帳の交付に関する事。 3 妊産婦及び乳幼児の保健指導に関する事。 4 不妊及び不育症治療費等の助成に関する事。 5 栄養指導及び食生活の指導に関する事。 6 食生活改善推進員及び保健推進員に関する事。 7 歯科衛生に関する事。 8 各種予防接種に関する事。 9 食品衛生関係補助に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 10 その他健康の保持増進に関する事。 11 保健医療問題審議会に関する事。 12 予防接種健康被害調査委員会に関する事。 13 子育て世代包括支援センターの業務に関する事。 13 産後ケアに関する事。 14 出産祝品に関する事。
		健康増進係	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康増進の計画に関する事。 2 健康づくりのための保健指導に関する事。 3 各種健康診査に関する事。 4 栄養指導及び食生活の指導に関する事。 5 食生活改善推進員及び保健推進員に関する事。 6 各種予防接種に関する事。 7 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による特定健康診査及び特定保健指導に関する事。 8 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)による保健事業に関する事。 9 生活習慣病の予防に関する事。 10 看護師等修学資金貸付けに関する事。 11 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事。 12 急病センターに関する事。 13 骨髄移植ドナー支援に関する事。 14 その他健康の保持増進に関する事。 15 保健医療問題審議会に関する事。 16 予防接種健康被害調査委員会に関する事。
		子どもの発達相談室	<ul style="list-style-type: none"> 1 18 歳までの子どもに関する発達相談支援並びに関係機関との連絡調整に関する事。 2 こだま学園及びあさひ育成園の指定管理者の監理に関する事。 3 ことば相談室の管理運営及び連絡調整に関する事。 4 その他室の運営に関する事。

機 関	事 務 分 掌
老人福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 老人に対して、各種の相談に応じること。 3 老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与すること。 4 その他センターの運営に関する事。
中根地域福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 市民相互の交流の機会の増大並びに文化及び教養の向上に関する事。 3 地域の連帯の強化と地域福祉の増進に関する事。 4 老人の生きがい増進並びに生活、健康等各種の相談及び指導に関する事。 5 その他センターの運営に関する事。
地域包括支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターの委託・運営に関する事。 2 介護予防ケアマネジメントに関する事。 3 総合相談及び支援に関する事。 4 権利擁護事業に関する事。 5 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。 6 在宅医療及び介護連携の推進に関する事。 7 認知症施策の推進に関する事。 8 介護支援専門員協議会に関する事。 9 その他センターの運営に関する事。 10 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による措置及び措置に要する経費と費用の徴収に関する事。 11 認知症高齢者に係る成年後見制度利用支援事業に関する事 12 老人ホーム入所判定委員会に関する事。
保 育 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 児童の健全育成に関する事。 3 その他館の運営に関する事。
学 童 保 育 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 放課後児童の保育に関する事。
福 祉 会 館	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 地域住民の生活上の相談に関する事。 3 人権問題に関する理解を深めるための啓発に関する事。 4 各種クラブ活動、レクリエーション及び教養文化に関する事業の推進に関する事。 5 その他会館の運営に関する事。
関 宿 保 健 セ ン タ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりのための保健指導に関する事。 2 各種健康診査に関する事。 3 母子健康手帳の交付に関する事。 4 妊産婦及び乳幼児の保健指導に関する事。 5 栄養指導及び食生活の指導に関する事。 6 食生活改善推進員及び保健推進員に関する事。 7 歯科衛生に関する事。 8 各種予防接種に関する事。 9 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導に関する事。 10 健康増進法による保健事業に関する事。 11 生活習慣病の予防に関する事。 12 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事。 13 骨髄移植ドナー支援に関する事。 14 その他健康の保持増進に関する事。 15 子育て世代包括支援センターの業務に関する事。
急 病 セ ン タ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関する事。 2 急病患者に対する応急的な診療に関する事。 3 その他施設の運営に関する事。
こ ぶ し 園	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の管理運営に関する事。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による生活介護に関する事。 3 その他園の運営に関する事。

